

令和8年（フ）第4610号
広島県広島市中区昭和町8番15号
破産者 フラワーズ株式会社
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4611号
東京都足立区江北7丁目25-4-302
破産者 中竹 優仁
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4665号
東京都豊島区南大塚2丁目11番10号 ミモザビル3階
破産者 株式会社柴田商店
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4666号
神奈川県相模原市中央区横山2丁目8-17-302
破産者 半澤 義浩
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4729号
東京都目黒区青葉台1丁目30-8 カーサ青葉台801
破産者 アケロン株式会社
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4730号
東京都目黒区柿の木坂3丁目1-4-305、
申立時の住所東京都目黒区五本木2丁目42-5-301
破産者 宮腰 達也
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4786号
東京都世田谷区若林5-3-13 ルミナス若林302、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目22番地1
破産者 オフィス・レイ合同会社
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4787号
東京都世田谷区若林5丁目3-13-302
破産者 日比多恵子（香西多恵子）こと 日比多恵子
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4796号
東京都新宿区歌舞伎町1丁目6番1号
破産者 初紅葉興産株式会社
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4797号
東京都練馬区高野台1丁目7-20-1402
破産者 吉村 弘造
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4823号
東京都品川区西五反田3丁目13-23-515
破産者 竹野 雄輝
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4841号
東京都目黒区柿の木坂1丁目30番19号
破産者 株式会社Take Pride
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4842号
東京都世田谷区宮坂3丁目18-9
破産者 浅谷 剛
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4947号
東京都西東京市ひばりが丘北3丁目3-30-303
破産者 吉澤 朗
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5002号
東京都目黒区下目黒5丁目26-6 二光荘
破産者 赤玉工芸社こと 金木 久
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5140号
東京都府中市緑町1丁目28-1-403
破産者 稲富 太
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5141号
東京都江戸川区中央2丁目14-16 リビットはうすお江戸 中央101
破産者 佐々木俊博
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5170号
東京都中央区日本橋浜町1丁目10-9-501
破産者 高山 雅代
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5239号
東京都大田区西六郷1丁目43-14 第2川口ハイム202
破産者 沼生 誠
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5312号
東京都江東区豊洲3丁目6-8-1814
破産者 池田 雄二
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部